

令和6年3月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

陸前高田市長 佐々木 拓

市町村名 (市町村コード)	陸前高田市 (032107)
地域名 (地域内農業集落名)	高田地区 (栃ヶ沢、森の前、馬場、大町、大町裏、角裏、荒町、西川原、東川原、洞の沢、下和野、中和野、長砂、中長砂、小泉)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月12日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- 中山間地は農地の区画が小さい。
- 高齢化が進み、若手農家が少ない。
- シカなどによる農作物被害が多い。
- 高台移転した住宅地の影響により、農作業環境に支障が生じている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- 復旧農地を有効活用し、地域の中心経営体へ農地を集積することを検討しながら、水稻栽培を行う。
- 耕作放棄地対策として、中山間事業等集落ぐるみの取り組みを継続し、農地を維持していく。
- 集落ぐるみで鳥獣被害対策に取り組む。
- 地元で収穫した農産物を加工販売し、6次産業化に向けた取り組みを行う。
- 水稻のみならず、温暖な気候を活用し、施設園芸作物や花き・果樹栽培等に取り組む、複合化を図る。
- 新規就農者を育成し、後継者を確保する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	95 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- 農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
○復旧農地を有効活用し、地域の中心となる経営体へ農地を集積することを検討しながら、水稻栽培を行う。 ○新規参入を促進して新規参入者に農地を集積・集約化する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
○農業をリタイヤ・経営転換する人及び担い手の分散錯圃を解消するために利用権を交換しようとする人は原則として農地中間管理機構に貸付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
○担い手が作業しやすい環境作りを検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
○移住・定住活動と連携することにより、地域外からの新規就農者を促進及び育成することにより、後継者を確保する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
○地域内で農作業の効率化及び遊休農地の発生防止を図るため、農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①集落ぐるみによる鳥獣被害対策に取り組む。
- ⑤りんごや柿など地域で栽培した農産物を加工販売する。
- ⑦中山間地は中山間事業等集落ぐるみの取組を継続し、農地を維持していく。